（削る）

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四～六　（略）

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

八　合理的な経営改善のための計画（商工組合中央金庫、銀行等（銀行又は銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の八第一項各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。）、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ～ハ　（略）

九　当該会社に対する金銭債権を有する商工組合中央金庫又は銀行等（当該商工組合中央金庫又は銀行等がない場合にあっては、商工組合中央金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける商工組合中央金庫）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（商工組合中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

十　（略）

7　法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める要件は、商工組合中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　商工組合中央金庫又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該商工組合中央金庫又は銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第三十九条第一項第八号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

四　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社

五　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

六　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

七～九　（略）

（新設）

十　合理的な経営改善のための計画（商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の八第一項各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ～ハ　（略）

（新設）

十一　（略）

（新設）